

2023年4月1日

## 吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割承継会社)

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

カルビー株式会社

代表取締役 江原 信

(吸収分割会社)

北海道帯広市別府町零号31番地4

カルビーポテト株式会社

代表取締役 田崎 一也

カルビーポテト株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びカルビー株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した2022年11月7日付吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、分割会社の帯広工場（所在地：北海道帯広市別府町零号31番地4）において行う馬鈴薯加工品等の製造等を含む一切の事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施しましたので、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に規定する事項を記載し、本店に備え置くことといたします。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年4月1日

### 2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の唯一の株主は、承継会社であることから、株主からの本件吸収分割をやめることの請求について、該当事項はありません。

### 3. 分割会社における会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過

#### (1) 会社法第785条及び第787条の規定による手続の経過

分割会社の唯一の株主である承継会社が特別支配会社に該当するため、分割会社は、会社法第785条の規定による手続を行っておりません。また、分割会社は新株予約権を発行していませんので、会社法第787条の規定による手続を行っておりません。

(2) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 2 月 1 日付で官報により公告いたしました。が、異議を述べた債権者はいませんでした。なお、知れたる債権者がいなかったため、各別の催告はおこなっておりません。

4. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易分割に該当するため、株主からの本件吸収分割をやめることの請求について、該当事項はありません。

5. 承継会社における会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 797 条の規定に基づく手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2023 年 2 月 1 日付の電子公告により、株主に対する公告を行いました。が、会社法第 796 条第 3 項に定める数の株主からの反対通知はありませんでした。なお、本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易分割に該当するため、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求の適用はありません。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 1 日付で官報及び電子公告により公告いたしました。が、異議を述べた債権者はいませんでした。

6. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社より、2023 年 4 月 1 日をもって、分割会社の帯広工場（所在地：北海道帯広市別府町零号 31 番地 4）において行う馬鈴薯加工品等の製造等を含む一切の事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次のとおりです。

資産：金 6,040 百万円

負債：金 25 百万円

7. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

2023 年 4 月 14 日を予定しております。

8. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。